

改正案	現行
<p>第四十七条 電波監理審議会が法第九十九条の十一第二項第二号、 第四号若しくは第五号、放送法第五十三条の十第一項第一号から 第四号まで又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第三号若 しくは第四号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九 条の十二第二項、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役 務利用放送法第十九条第二項の規定により意見の聴取を行う場合 の手続については、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章 の規定を準用する。</p>	<p>第四十七条 電波監理審議会が法第九十九条の十一第二項第二号若 しくは第四号、放送法第五十三条の十第一項第一号から第四号ま で又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第三号若しくは第 四号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二 第二項、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放 送法第十九条第二項の規定により意見の聴取を行う場合の手続に ついては、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章の規定を 準用する。</p>